

資料 2

オール山梨移住セミナー & 相談会企画・運營業務委託 仕様書

1 件名

オール山梨移住セミナー & 相談会企画・運營業務委託

2 目的

自治体間での移住者獲得競争が激化するなかで、本県への移住者の増加を図るため、山梨県各圏域の魅力・特性を発信すると共に、移住希望者が山梨県内のあらゆる情報を取得でき、また、複数市町村の個別相談が可能な、市町村等と連携したオール山梨体制による移住セミナー & 相談会を開催する。

3 委託期間

契約締結の日から平成30年10月31日(水)まで

4 オール山梨移住セミナー & 相談会の概要

(1) 主催

山梨県

(2) 開催日

平成30年9月8日(土)

(3) 会場

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館12階カトリアサロン(一部)

県が、特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター(以下、「センター」という。)を通じて、既に手配した会場を利用すること。なお、会場や備品等の借りに係る費用は受託者の負担とし、借りに係る各種調整は、センターを通じて行うこととする。

東京交通会館カトリアサロンの一部(約730㎡)を本事業の会場とする。

なお、カトリアサロンの残りの部分は山梨県農政部が実施する別事業の会場となる。(本事業の会場は別事業の会場と壁面で分離されている)

(4) 対象者

山梨県への移住を考えている者、地方への移住を考えている者 など

(5) 移住セミナー & 相談会の内容

山梨県及び県内4圏域(中北,峡東,峡南,富士・東部)の魅力・特性をPRする展示

4圏域による移住セミナー等PRイベント

市町村等出展団体による個別相談

その他来場者向け集客企画

(6) 想定される規模

出展ブース数：約 6 5 セミナーステージ：1 ないし 2

(7) 来場者の費用負担

原則として、来場者からの入場料等は求めないものとする。

ただし、集客のために行う付加的な企画において、来場者に実費負担額等の負担を求める必要がある場合は、事前に県と協議の上で徴収するものとする。

(8) 受託者の費用負担

特に指定する事項以外の経費は全て受託経費に含まれる。

5 委託業務内容

(1) オール山梨移住セミナー & 相談会の企画・計画

多くの来場者が見込めるよう山梨県及び 4 圏域の魅力・特性を考慮した内容を提案し、最終的に市町村等出展団体の個別相談に来場者を誘導する企画とすること。(県に協議の上、実施計画を決定すること)

企画提案に当たっては、下記(イ)～(チ)を必ず盛り込むこと。

(イ) 山梨県全体及び県内 4 圏域(中北, 峡東, 峡南, 富士・東部)の魅力・特性を PR する展示

・展示にあたっては以下のことに留意すること

[山梨県全体]

既存の交通体系を含め、中部横断自動車道開通、リニア中央新幹線開業などによる県の交通利便性の他、産業・自然など山梨県全体の特性、魅力が伝わる内容とすること。

[県内 4 圏域]

次の各項目を踏まえ、各圏域のライフスタイルを表現すること

中北：甲府市などの街暮らしから北杜市などの田舎暮らしまで様々なライフスタイルが存在する。都市・自然・農業、全てを満喫できる暮らし

峡東：果樹・ワインを中心とした魅力的な暮らし

峡南：温泉・水・空気・地域の特色ある食など、山々の恵みある富士川流域での暮らし

富士・東部：富士山その他、富士五湖・多摩川・相模川・吉田のうどん・織物などの水(水資源)が近くにある暮らし

(ロ) 4 圏域の魅力を発信できる出演者による合同トークイベント

・トークイベントの運営(事前打合を含む) 進行を行うこと。

・出演者は山梨県で決定する。なお、出演者への謝金は山梨県が負担する。

- (ハ) 3 圏域（ 峡東・ 峡南・ 富士東部 ）毎に実施するトークイベント
 - ・トークイベントの運営（事前打合を含む） 進行を行うこと。
 - ・出演者は山梨県で決定する。なお、出演者への謝金は山梨県が負担する。
- (ニ) 4 圏域毎に市町村等出展団体による個別相談
- (ホ) その他来場者向け集客企画
 - ・来場者の集客に効果的な企画を実施すること。
- 【集客企画の例示】
 - ・特産品の販売
 - ・山梨県に縁のある方によるトークイベントの実施
 - ・田舎暮らしに係る講演会の実施
 - 複数の企画を行っても差し支えない。
- (ヘ) 山梨県の魅力が伝わる物産品の来場者への提供
- (ト) 広報
 - ・広報媒体や周知方法について提案すること。
 - 併せて、広報イメージを表現したチラシ案を提示すること。
- (チ) 想定来場者数（ただし、600人以上）
- (リ) 圏域毎に実施する PR 企画への対応
 - ・液晶モニター、PC などの必要な機材等を用意すること。

市町村等出展団体による個別相談ブースの配置や移住セミナー等 P R イベントなどを行うスペース等を記した会場レイアウトを示すこと。

なお、市町村等出展団体の配置は 4 圏域や中部横断自動車道沿線地域を考慮すること。

開催に向けたスケジュールを示すこと。

全国の各自治体が行っている移住関連イベントに埋没することなく、移住希望者の参加を促すとともに、来場者が本県のあらゆる情報を取得でき、移住先としての本県の魅力が伝わり、本県への移住に繋がる斬新でインパクトのあるものとなるよう内容・仕掛け等を工夫すること。

仕様書 4（3）に記載されている山梨県農政部が開催する別事業を必要に応じて支援すること。

(2) 広報・周知

各種広報媒体を活用した広報・周知

対象者への効果的な周知を行うため、広報媒体や周知方法を提案し、実施することとする。なお、遅くとも開催日の 1 月前から広報・周知を開始すること。

(3) 運営

出展団体・関係者との調整

会場設営・撤去

当日の会場設営に向けた事前の連絡調整等も含む。

運営マニュアルの作成

当日の運営（全体の進行、受付業務などを含む）

来場者アンケートの実施・結果集計

アンケートの内容は、県と協議の上決定するものとする。

(4) 実績報告書の提出

オール山梨移住セミナー＆相談会終了後、平成30年10月31日（水）までに下記内容を記載した業務実績報告書（任意様式）を県に提出すること。

広報・周知活動の実績

来場者数、内容の概要及び評価（運営状況が分かる写真又は映像を添付すること）

(5) 上記(1)～(4)に付随する業務

関係者との連絡調整等、上記業務に付随する業務を行うこと。

6 著作権の帰属

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとする。

7 その他

(1) 本業務において個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(2) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、県の承諾を得ることとする。

(3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。